

第1章 計画策定にあたって

～宜野湾市は全国に先がけて「健康都市」を宣言したまちです～

健康都市宣言(1964年7月1日制定)

宜野湾市は全市民が明るく、美しく、豊かな環境の中で心身ともに健やかな合理的生活がいとなめる健康都市建設に市民の総力を結集し、その推進をはかるため、宜野湾市を健康都市とすることを宣言する。

宜野湾市の概要（市HP）



第1章 計画策定にあたって

1. 策定の背景と目的

わが国は、平均寿命が延びる一方で、人口構造、疾病構造、生活習慣等が変化してきました。それに伴い、国民の誰もがより長く元気に生活できる社会の実現に向けて、社会全体で健康づくりを進めることがますます重要になっています。

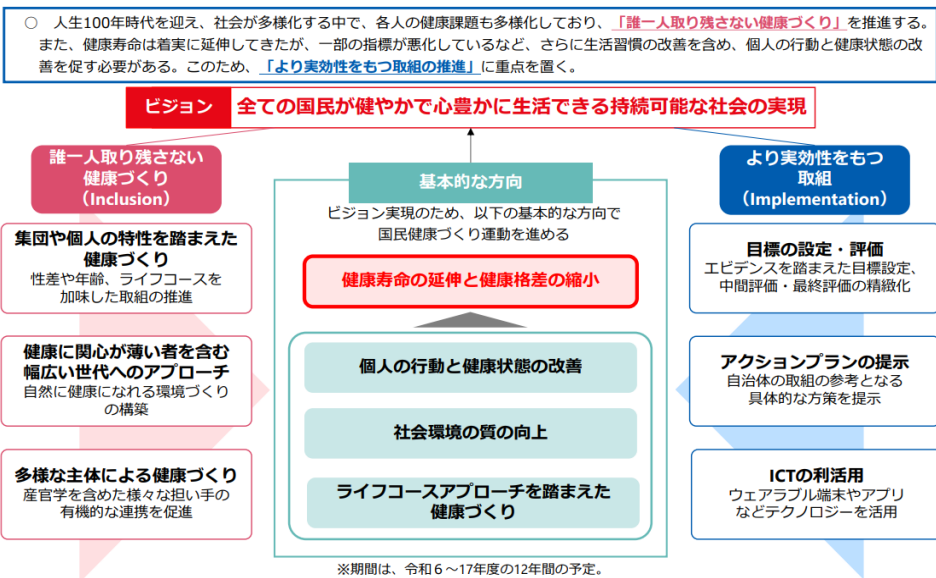
国は、2000（平成12）年から「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づく「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を開始し、国民の健康づくり対策を推進してきました。その後、健康日本21（第二次）とその最終評価を経て、2024（令和6）年から「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」のビジョンと「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」の基本目標を掲げる健康日本21（第三次）を開始し、新たに「女性の健康」「自然に健康になれる環境づくり」「他計画や施策との連携も含む目標設定」「アクションプランの提示」「個人の健康情報の見える化・活用について記載を具体化」の5つの視点を取り入れた「誰一人取り残さない健康づくり（Inclusion）」と「より実効性をもつ取組の推進（Implementation）」に重点を置きながら、個人・社会・生涯の3つの柱で総合的に健康づくりを推進する方向性が示されました（図表1章-1～図表1章-3）。また、国は2005（平成17）年に公布・施行した食育基本法に基づいて「食育基本計画」を策定し、2026（令和8）年の「第5次食育推進基本計画」において、国民運動として食育を推進しています。

沖縄県は、2024（令和6）年度から健康増進計画として「健康おきなわ21（第3次）」を、2023（令和5）年度から食育推進計画として「第4次沖縄県食育推進計画」を開始しています。

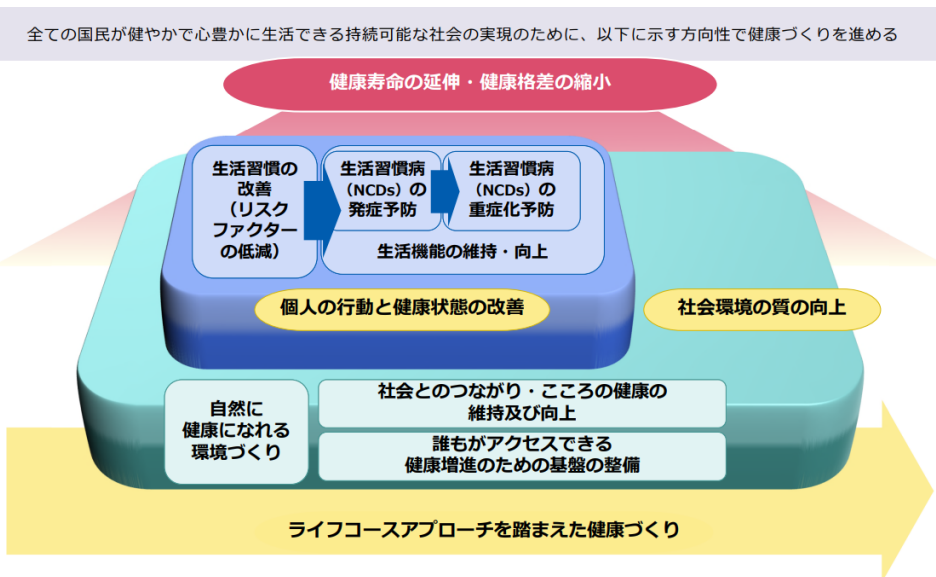
本市は1964（昭和39）年7月に全国に先駆けて「健康都市宣言」を行っており、2004（平成16）年に「健康ぎのわん21」を開始し、2014（平成26）年には「健康ぎのわん21（第2次）」及び「宜野湾市食育推進計画」を策定して、本市の健康・食育に関する課題を踏まえ、肥満解消を中心とする生活習慣病の予防に重点を置いた健康づくり施策や食育推進に取り組んできました。この間、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区跡地への琉球大学医学部及び琉球大学病院の移転を契機として、全ての市民が「自然に健康になれるまちづくり」を目指し、2021（令和3）年度に沖縄健康医療拠点健康まちづくり基本方針を策定しました。そして、2022（令和4）年度から2025（令和7）年度までは、琉球大学との連携協定に基づき、市内小中学校及び地域を対象とした「ぎのわん健康プロジェクト（健康行動プログラム構築実証事業）」を、2024（令和6）年度からは、沖縄セルラー電話株式会社が加わり産学官連携によるデジタル技術を活用した「ぎのわんスマート健康増進プロジェクト」をそれぞれ進めています。

それらとの整合を図るとともに、市民、関係団体、大学、企業等さまざまな主体との連携及び協働による健康づくり施策を効果的に推進するため、従来の「健康ぎのわん21」と「食育推進計画」を一体化した「健康・食育ぎのわん21」を策定します。

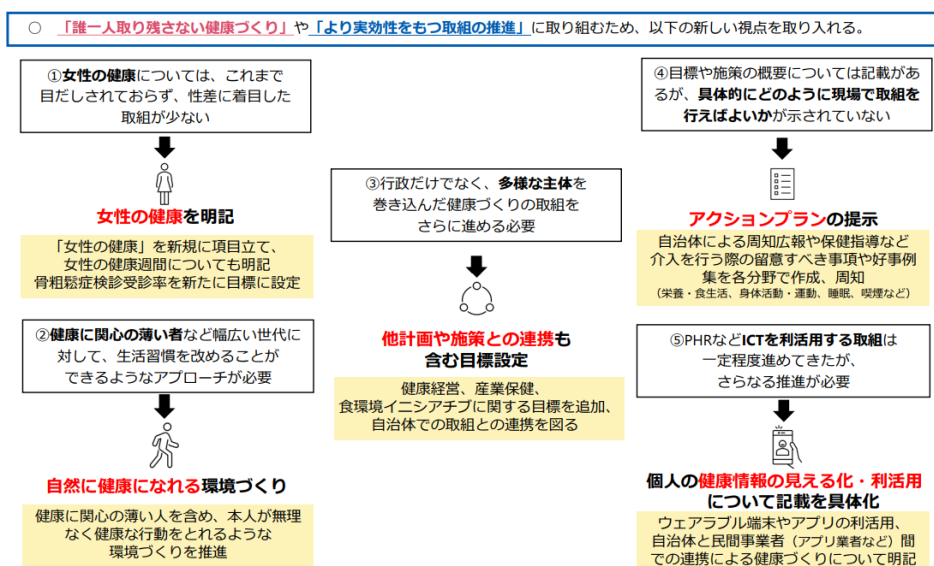
図表 1章-1 健康日本 21（第三次）の全体像



図表 1章-2 健康日本 21（第三次）の概念図



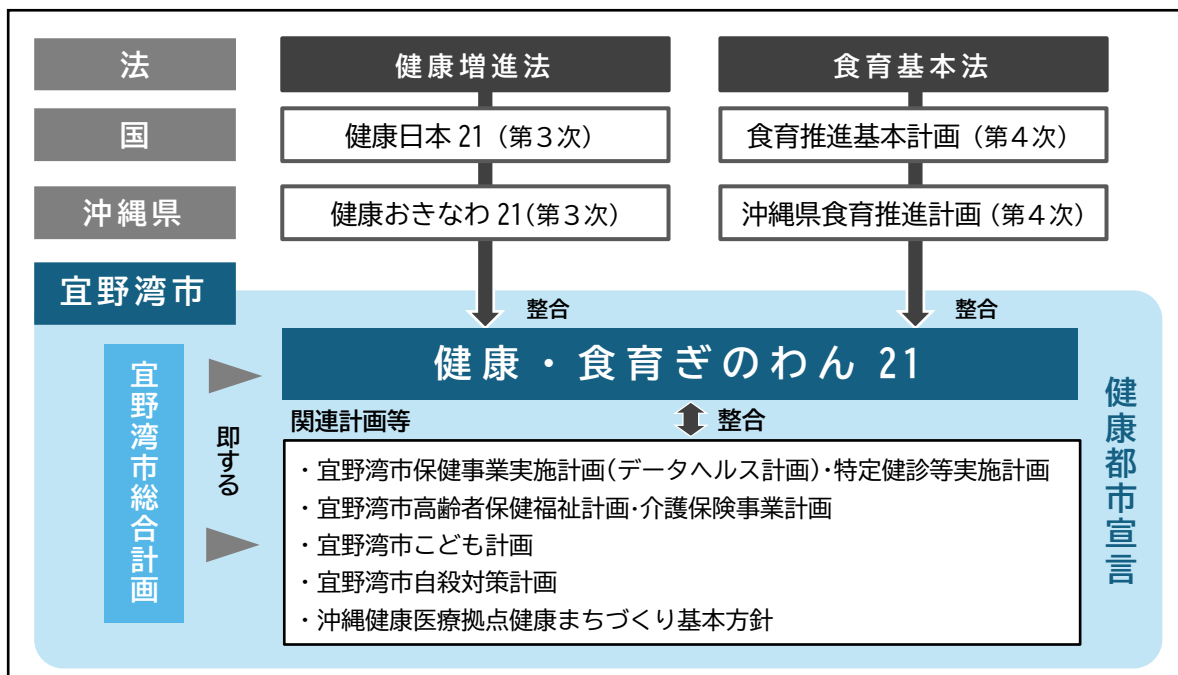
図表 1章-3 健康日本 21（第三次）の新たな視点



出典：厚生労働省「健康日本 21（第三次）の概要」

2. 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」と、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」を一本化して定めるものであり、最上位計画である「第五次宜野湾市総合計画」の個別計画として位置づけるとともに、本市の関連計画や国及び県の計画との整合を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、国が定める「健康日本 21 (第 3 次)」「食育推進基本計画」及び県が定める「健康おきなわ 21 (第 3 次)」「沖縄県食育推進計画」を踏まえ、2026 (令和 8) 年度から 2036 (令和 18) 年度までの 11 年間の計画期間とします。

年度		R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)
宜野湾市	第五次総合計画	前期基本計画 (R7~R11)				後期基本計画 (R12~R16)						
	健康・食育ぎのわん 21	健康・食育ぎのわん 21										
						中間評価					最終評価	
沖縄県	健康おきなわ 21	第3次 (R6~R17)				中間評価				最終評価		
	沖縄県食育推進計画	第4次 (R4~R8)	第5次									
国	健康日本 21	第3次 (R6~R17)				中間評価				最終評価		
	食育推進基本計画	第5次 (R8~R12)										

【用語集の見方】

用語集に解説がある用語の右上に数字がついています。用語集は 116 ページから以下の通り掲載されています。

例✎ 平均寿命¹⁾

【計画書の本文】

(1) 平均寿命・健康寿命

健康寿命とは、一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間またはその指標の総称を指します。生存期間を健康な期間と不健康な期間に分け、集団における各人の健康な期間の平均が健康寿命となります。「沖縄県市町村別健康指標」においては、健康寿命を「日常生活動作が自立している期間の平均^{*}」としています。

「沖縄県市町村別健康指標」によると、2020（令和2）～2022（令和4）年における本市の男性の平均寿命¹⁾は81.83歳で、女性の平均寿命は89.03歳となっています。また、男性の健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）は80.03歳で、女性の健康寿命は84.90歳となっています。なお、2020（令和2）～2022（令和4）年における自立していない期間（平均寿命と健康寿命の差）は、男性では平均1.80年、女性では平均4.13年となっています。

【用語集(116～120 ページ)】

No.	頁	用語	解説
1	P. 8	平均寿命	生まれた人（0歳）が平均して何歳まで生きると見込まれるかを示す指標。平均寿命と健康寿命の差は、健康でない期間の長さを表す。
2	P. 9	自然増減	出生数から死亡数を減じたものをいう
3	P. 9	社会増減	転入数から転出数を減じたものをいう。
4	P. 10	合計特殊出生率	「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数のことをいう。
5	P. 12	標準化死亡比（SMR）	●標準化死亡比（SMR：Standardized Mortality Ratio） 年齢構成が異なる地域や集団間で死亡状況を比較するため、年齢構成の影響を取り除いて算出する指標。全国などの標準的な死亡状況を100とした場合に、地域の死亡状